

独立行政法人労働者健康安全機構本部が実施する「石綿確定診断委員会」資料の不適切使用及び「じん肺診断技術研修」における個人情報漏えいについて

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「当機構」という。）本部において、業務上知り得た情報について、本来の目的外で他の業務において研修資料として使用するとともに、当該資料のマスキングが不十分であったために個人情報漏えいするという事案が発生しました。確認した事実は下記のとおりであり、必要な措置を講じましたのでお知らせします。

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

当機構本部では「石綿確定診断委員会」を設置し、石綿関連疾患に係る労災請求事案に関し、労働基準監督署等から依頼を受けて、石綿による疾患を発症しているか否か等の医学的判断が困難なものについて検討を行っています。

また、当機構本部では、毎年、地方じん肺診査医等を対象に「じん肺診断技術研修」を実施しています。

令和7年2月6日に当機構本部で実施した「じん肺診断技術研修」の午後の講義で使用した研修資料の一部に、個人情報のマスキングが不十分なデータが含まれており、研修出席者に漏えいしました。当日にその場で出席者に説明し、速やかに研修資料を回収し、マスキングした資料に差し替えを行いました。また、Web参加者及び2月6日に午前中の講義のみ参加し資料を持ち帰った参加者についても7日に連絡をとり、13日にすべてを回収いたしました。

さらに、漏えいの事実について患者に謝罪するため、漏えいした情報の出所について、研修資料を作成した当機構の労災病院所属の医師をはじめ関係者に調査したところ、「石綿確定診断委員会」で労働基準監督署から依頼された労災請求事案に係る患者の検査データを、本来の目的外で使用した資料であることを確認し、不適切使用が判明しました。

2 事実経過

- (1) 令和7年2月6日に実施した「じん肺診断技術研修」において、北海道中央労災病院の医師Aが担当する講義で配付及び投影していた研修資料の中に、患者（1名）の検査データについて、氏名のマスキングが行われないうまま当該データが記載されていることが講義中に判明し、当日中に(2)の者以外の研修出席者から配付資料を回収するとともに、投影用資料について当該患者の氏名をマスキングした資料への差し替えを行いました。
- (2) 2月7日、Web参加者（1名）及び2月6日に午前中の講義のみ参加し資料を持ち帰った参加者（2名）の計3名分について、資料回収を電話及びメ

ールにて依頼し、2月13日に全て回収を完了しました。

- (3) 2月10日に個人情報保護委員会へ報告（速報）するとともに、医師A及びその上司である医師Bに対して、個人情報の取扱い及び不適切使用について指導しました。
- (4) 当該データの出所について調査を進めたところ、2月18日、労働基準監督署から機構本部において開催している「石綿確定診断委員会」へ依頼した事案の書類の一部である検査データであることが判明しました。
- (5) 2月19日、医師Aに対して事実確認を行ったところ、医師Aが委員として出席した「石綿確定診断委員会」の書類の一部である検査データを、本来の目的外で研修資料へ使用したことが判明しました。
- (6) 2月20日、厚生労働省にこれまでの経緯等を報告しました。
- (7) 2月27日に患者ご本人へ謝罪を行いました。
- (8) 3月4日、「石綿確定診断委員会」委員及び当委員会の業務に関わる全職員に対して、守秘義務等について改めて業務担当理事より指示をしました。
- (9) 3月12日、じん肺診断技術研修に関わる医師全員に対して、個人情報の取扱いについて勤労者医療・産業保健部長より改めて注意喚起を行いました。

3 発生原因

- (1) 「石綿確定診断委員会」委員には守秘義務が課されているところ、委員である医師Aが委員会資料の情報を無断で他の業務に使用していたこと。
- (2) 「じん肺診断技術研修」資料作成に当たっては、検査データ等を使用する場合は、個人情報のマスキングが必要であるが、マスキングがなされていない資料が機構本部担当部署へ提出され、機構本部担当部署においても、個人情報のマスキング等の対応の確認が組織的にできていなかったこと。

4 再発防止策

- (1) 「石綿確定診断委員会」委員である医師Aを含む委員全員に対し改めて守秘義務について周知徹底しました。
- (2) 「じん肺診断技術研修」に関わる医師Aに対し、個人情報の取扱いについて改めて指導するとともに、研修資料内の個人情報等について、適切に処理されているか否かを複数人で確認するよう指導しました。

また、同研修に携わる医師全員に対して個人情報の取扱いについて改めて注意喚起を行いました。

さらに、研修資料を取り扱う機構本部担当部署においても、研修資料内の個人情報等について複数人による確認を徹底することとしました。

独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部勤労者医療課 TEL 044-431-8641
